

令和4年度 担い手確保・経営強化支援事業

～ 要望調査を開始します～

要望調査期間： 令和4年11月9日～令和4年12月1日

担い手確保・経営強化支援事業は、農産物の輸出に向けた取組など意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入等を支援する事業です。

本冊子は、令和4年度担い手確保・経営強化支援事業の要望調査に際して、事業のポイント等を整理したものです。

詳細や記載内容の不明点等につきましては、お問い合わせください。

(問合せ先：射水市産業経済部農林水産課 ☎0766-51-6677)

※令和4年度担い手確保・経営強化支援事業の概要は、明らかになり次第、お知らせいたします。



令和4年11月
射水市産業経済部農林水産課

1 事業実施地区

事業実施地区は、原則として、農業振興地域内に位置する地域であって、適切な人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用（活用が確定している地域を含みます。）して農地の集積・集約化に取り組む地域です。

農地中間管理機構活用者の事業実施地区は、当該者が営農する範囲を事業実施地区とすることができます。
また、事業実施地区が「適切な人・農地プラン」を有しているかは、お問い合わせください。



本事業及び類似事業（経営体育成支援事業等）を実施した者は、当該事業の成果目標の達成（必須目標以外は概ね達成）が確認されている場合に、対象となります。



2 助成対象者

助成対象者は、以下の者です。

- ① 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体である認定農業者、認定就農者、一定の集落営農組織（法人を除く）
- ② 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者
（認定農業者、認定就農者、一定の集落営農組織（法人を除く）である者に限ります。【P】）
- ③ 地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者（※）
※ 事業実施主体が認める者は、事業実施主体（市町村）が設定する判断基準に照らして判断

事業実施地区と助成対象者の関係を整理すると次のとおりです。

事業実施地区	適切な人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域	左以外の地域
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○中心経営体である ・認定農業者 ・認定就農者 ・一定の集落営農組織（法人を除く） ○事業実施主体が認める者 	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（認定農業者等である者に限【P】）

【担い手確保・経営強化支援事業「継続的な農地利用を図る者」の基準】

次のいずれかに該当する者を、担い手確保・経営強化支援事業の「継続的な農地利用を図る者」として認定する。

- ア 射水市認定農業者の平均所得のおおむね8割以上の所得があること
- イ 中心経営体又は認定農業者であること
- ウ 10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）が明確になっていること

3 対象事業内容等

(1) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が農産物の輸出や規模拡大、燃油等の高騰や労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立などの意欲的な取組による付加価値額の拡大等自らの**農業経営の発展を図るために行う取組**であって、**当該取組に要する経費について、農協、銀行等の融資(※)を活用するなどして行う取組**です。

！「2 助成対象者」の③の者（事業実施主体が認める者）は、融資の活用は要件ではありません。

(2) 助成の対象となる取組は次のものです。

- ① 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得
- ② 農地等の改良又は造成

！ 導入する機械等は、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ① 事業費が整備内容ごとに**50万円以上**
- ② 原則として、**新品時の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下**（中古機械等については、使用可能年数が2年以上のものであって一定の要件をみたすもの）
- ③ 原則として、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような**汎用性の高いものではないこと**
- ④ 助成対象者が計画する経営規模等に照らして、**過剰な能力・規模ではないこと**
- ⑤ **認定計画や認定就農計画の経営改善等の方向性に合致していること**
- ⑥ 成果目標の達成に直接に関連するものであること
- ⑦ 園芸施設共済、農機具共済等の加入等、**気象災害等による被災に備えた措置**がされること（耐用年数の期間、通年で加入等する必要があります。）

!! トラクター、コンバイン、田植機を導入する場合は、農業者が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、APIを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、農機データを連携できる環境を令和4年4月時点に整備している又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定する必要があります。【P】

!!! 豚、いのしし、鶏、うずら、だちょう等を飼養する者が家畜の増頭・農場の規模拡大を図る目的で機械・施設の導入等を行う場合、都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。【P】

融資は、
・農業協同組合、農業協同組合連合会
・農林中央金庫
・株式会社日本政策金融公庫
・株式会社商工組合中央金庫
・銀行、信用金庫、信用協同組合等
が貸付けを行う資金である必要があります。
なお、融資が円滑に行われるように、追加的信用供与補助事業も措置されています。
詳細はお問い合わせください



経営発展につながる取組（機械等の導入等）である必要があります。例えば、**既存機械の更新**（いわゆる単純更新）は対象とはなりません。

導入機械等の要件等の詳細はお問い合わせください。

（！の⑤について）

加入等できる農業共済や保険等がない場合、修繕・再取得に向けた積立を行うなど、被災に備えた措置を行っていたく必要があります。

4 配分上限額等

本事業の補助率は1/2です。助成対象者毎の配分上限は、

- ① 法人：3,000万円、法人以外の者（個人及び一定の集落営農等）：1,500万円
- ② 「2 助成対象者」の事業実施主体が認める者：100万円 です。

5 成果目標

助成対象者は、導入した機械等を活用して、目標年度（都道府県が計画を承認した年度の翌々年度）までにどのように付加価値額（7～8ページ参照）を拡大するか（必須目標）、今後の取組に基づきポイント化した項目についてどのように実施していくか等（選択目標）を、目標として設定する必要があります。

必須目標は必ず設定する必要があります。

- ！ 必須目標の付加価値額の拡大は、
- 「2 助成対象者」の①及び②の者：

「計画承認年度の翌々年度までに付加価値額の1割以上の拡大を図る」

- 「2 助成対象者」の③の者（事業実施主体が認める者）：
- 「計画承認年度の翌々年度までに付加価値額の拡大を図る」

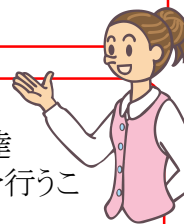
を内容とする目標を設定するしていただきます。

6 参考

以上の「2 助成対象者」から「5 成果目標」の内容について、右表のとおり整理しましたので、ご参照ください。

ポイント化した取組は、成果目標として設定する必要があります。
適切なポイント化、成果目標の設定をお願いします。

成果目標の達成状況が低調な場合、成果目標の達成に向け、重点的な指導を行うこととなります。



付加価値額の1割以上の拡大目標の設定については特例もあります。詳細はお問い合わせください。

補助上限額	法人：3,000万円 法人以外：1,500万円		100万円
備えるべき要件	中心経営体	—	市町村が定める判断基準に適合すること
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者 認定就農者 集落営農(法人を除く) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 機構から賃借権等の設定等を受けた者（認定農業者等である者に限る【P】） </div>	事業実施主体が認める者(※1)
必須成果目標 (付加価値額の拡大)	1割以上の拡大(※2)		拡大
融資の活用	必須	任意 (追加的信用供与補助事業の対象外)	

- ※1 1ページの事業実施主体の判断基準に適合していること
- ※2 一定の条件の下、特例あり

Ⅱ 優先枠について

国際情勢の変化により価格が大きく変動する燃油等の化石資源への依存、規模拡大におけるボトルネックとして顕在化しつつある労働力不足等を踏まえ、**燃油・肥料の高騰、労働力不足等のリスクに対応し得る経営構造の確立を重点的に支援**するため、**優先枠**を設定しています。

スマート農業推進優先枠

省エネ農業等推進優先枠

対象となる取組	ロボット技術や情報通信技術（ICT）、IoT等の先端技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現、労働力不足等のリスクに対応し得る経営構造への転換を図る取組	経営発展に向けたリスクとして顕在化している燃油・化学肥料の高騰に対応し得る経営構造の転換を図る取組
対象機械等	助成対象者が作成するスマート農機等導入計画（事業実施主体が認めるものに限る）に記載のある機械等（5ページ参照）	助成対象者が作成する化石燃料・化学肥料使用量削減計画（事業実施主体が認めるものに限る）に記載のある機械等（ 化石燃料使用量の15%以上、化学肥料使用量の20%以上の削減 を図る（削減に資する）機械等【P】）

いずれの計画にも、助成対象導入機械等のうち優先枠対象となる機械等のみ記載してください。

導入等する機械等の利用対象作物（複数の作物を対象とする場合は大宗を占める作物）で化学肥料使用量の20%削減が図られる場合も対象【P】

導入する機械等が従来機比15%省燃費等の外、導入により経営全体で15%以上削減する機械等も対象【P】

省エネ等農機等の活用を図るために直接に必要な機械等（省エネ等農機関連機械）も優先枠の対象（スマート農機等の活用を図るために直接に必要な機械等（スマート農機関連機械）については、別途協議）

スマート農機等導入計画

助成対象者名称
(農) ○○○

1 スマート農業の取組方針

記号	取組方針
A	自動運転が可能なロボットトラクターを導入して既存トラクターと併せて使用し、荒耕起作業と耕うん作業を同時に行うことにより、農作業の効率化を図る。

2 スマート農業に係る機械等

記号	No.	導入機械等	構造規模	台数	事業費		運用方法	根拠資料等
					事業費	うち助成金		
A	3	ロボットトラクター（無人運転） ヤンマー YT4104A	104PS	2	30,000,000円	13,636,000円	ロボットトラクターを無人運用し、作業効率化を図る。	メーカーカタログ「YT488A/YT498A/YT4104A/YT5113A」
A	4	トラクター用アタッチメント ディスクハロー（ヤンマーOP303）	作業幅3,000mm	1	1,800,000円	818,000円	導入するロボットトラクターにアタッチメントを取り付け、ほ場の荒耕起作業を行う。	メーカーカタログ「ディスクハローOP303」
A	5	農機具格納庫	軽鉄骨平屋建（50㎡）	1	8,500,000円	3,863,000円	導入するロボットトラクターとトラクター用アタッチメントを格納する。	規模決定資料（配置図、設計図）

化石燃料・化学肥料使用量削減計画

助成対象者名称

1 化石燃料・化学肥料使用量の削減を図る取組

区分	現状使用量	削減率	目標年度使用量(計画)	備考
1	64L	29.6%	45L	従来型田植えき期に比べカボタログ29.6%低燃費である田植機を導入し、水稲作に係る化石燃料使用量削減を図る。
2	300kg	26.6%	220kg	従来までの全面肥料散布から、土壌環境や作物の生育状況に応じて必要とする箇所へ必要な量の施肥を行い、化学肥料使用総量の削減を図る。

(注 備考欄には、化石燃料又は化学肥料使用量の削減を図る取組の概要を記載すること。)

2 化石燃料・化学肥料使用量の削減を図るために導入する機械等

区分	No.	導入機械等	構造規模	台数	事業費	うち助成金	削減に向けた取組内容	根拠資料等
化石燃料使用量の15%以上の削減	3	ヤンマー デーゼル田植機 YR6D	6条植え	1	3,000,000円	1,363,000円	低燃費田植機の導入	メーカーカタログ「乗用田植機 YR6D」
化学肥料使用量の20%以上の削減	6	カボタ 可変施肥ハイクリブーム KBSA-651CEG6-SAS	散布幅15m 散布量100L/min	1	7,000,000円	3,181,000円	可変施肥マップにより、場所ごとに適切な量の肥料を散布	削減の効果を証する書類：可変施肥のマニュアル（〇〇宮農支援助センター資料）、メーカーカタログ「カボタ 可変施肥ハイクリブームKBSA-651CEG6-SAS」
化学肥料使用量の20%以上の削減	5	カボタ 農業用ドローン T30K	バッテリー容量29000mAh	1	1,700,000円	772,000円	土壌の窒素肥沃度、作物の生育状況のセンシングを実施し、ほ場の可変施肥マップを作成。除草剤や肥料のピンポイントでの散布を実施。	

○ スマート農業推進優先枠の対象となる取組

○ スマート農業推進優先枠は、ロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用した新たな農業用機械等の導入により、省力化・精密化や高品質生産を実現する等、生産性の向上を図る取組が対象。

対象となる機械等の種類	概要
① 農業用機械の自動操舵システム	<ul style="list-style-type: none"> ・GPS等の活用により、農業用機械の直進部分の操舵を自動で行うシステム ・自動操舵システムを内蔵した農業用機械やRTK-GPS基地局を含む
② 土壌センサー搭載型可変施肥田植機	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌肥沃度等のセンサーを搭載し、肥沃度に応じて施肥量を自動で調節する機能を有する田植機。
③ 農薬散布等用無人航空機（マルチコプターを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬・肥料等の空中散布や作物の生育状況等のセンシングを行う無人航空機 ・マルチコプター（いわゆるドローン）を含む
④ 自動収穫・選果作業機	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術（センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する知能化した機械システム。以下同じ。）の活用により、収穫又は選果を自動で行う機械
⑤ 水田の高度水管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・水田において、水位、水温等のセンサーで得られた情報を基に、給排水栓等の制御をICTを活用して遠隔操作又は自動で行うシステム
⑥ 施設園芸の高度環境制御システム	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸施設において、温度、湿度、日射量、CO₂等のセンサーで得られた複数の情報を基に、暖房機や天窓、カーテン、循環扇等の複数の環境制御機器の制御をICTを活用して遠隔操作又は自動で行うシステム
⑦ ほ場環境等に応じた生産管理最適化システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場環境（温度、湿度、日照量等）、土壌状態（水位、肥沃度等）、作物の生育状況等のセンサーで得られた複数の情報を基に、ICTを活用して最適な生産管理を可能とするシステム ・システムからの情報に応じて、施肥量等を自動で調節する機能を有する農業用機械を含む
⑧ 牛個体管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・センシング技術、画像処理技術等の活用により、牛個体の発情、健康状態等を計測し、その計測データに応じた管理を可能とするシステム
⑨ 都道府県特認機械等（その他）	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術やICT等の先端技術を活用した新たな農業用機械等であって、労働力不足の解消や生産性の向上、農産物の高付加価値化等の農業経営上の課題への対応に資するものとして都道府県が特に必要と判断するもの <p>(※都道府県は、判断の際に、地方農政局等と協議すること)</p>

Ⅲ 作物、品目、品種区分等の運用等（配分基準表関係）

○ 本事業における配分基準表の「経営の複合化」「品目転換」「新品種の導入」の適用に当たっては、下表を踏まえ、次により、ご対応願います。

- ① 経営の複合化：区分欄の土地利用型作物、園芸作物、畜産を組み合わせた経営
（土地利用型作物→土地利用型作物+園芸作物 等）
- ② 品目転換：品目欄の品目の間の転換（米→野菜、米→麦、野菜→果樹 等）
- ③ 新品種の導入：助成対象者にとって新しく、地域でありふれたものではない品種の新規導入
（コシヒカリ単作→コシヒカリ+だて正夢（宮城県新品種）、
コシヒカリ単作→コシヒカリ+カリフラワー（カリフラワーの新品種） 等）

区分	品 目	品 種 例
土地利用型作物	米	あきたこまち
		コシヒカリ
	麦類 (例:大麦、小麦)	ゆめきらり
		さとのそら
		はるしずく
		とちのいぶき
	雑穀 (例:アワ、ヒエ)	…
		…
	芋類 (例:サツマイモ、ジャガイモ)	コガネセンガン
		ベニアズマ
		キタアカリ
		インカのめざめ
	豆類 (例:大豆、小豆)	とよまさり
フクユタカ		
工芸農作物 (例:なたね、そば)	…	
	…	

区分	品 目	品 種 例
園芸作物 (労働集約型作物)	野菜 (例:キャベツ、トマト、タマネギ)	はるなぎ
		きみつ
		桃太郎
	果樹 (例:りんご、みかん)	ふじ
		ジョナゴールド
		青島温州
		肥のあかり
	花き (例:キク、ユリ)	精はるまち
		精興の祝
		ラブリーホルン
	えらぶ白星	
畜産	酪農	…
	繁殖牛	…
	肥育牛	…
	養豚	…
	採卵養鶏	…
	ブロイラー養鶏	…

注1：本表は、経営発展や複合化の推進等を見据えて本事業として区分したものであり、一般的な区分と異なる取扱いもあります。

注2：品目や品種等のすべてを網羅したものではありません。ここにはない品目・品種等は、本表から類推して判断してください。

Ⅳ 付加価値額の算出方法

- 付加価値額とは、事業活動により生み出された価値を表すもので、農業収入から農業生産に投入された肥料や農機具、作業委託といった財・サービスの費用を差し引いて算出。
- 具体的な計算式は、以下のとおり。

「付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費（費用総額に含まれているものに限る。）」

（注）青色申告をしていない場合は、帳簿や伝票等を用いて、青色申告決算書に該当する科目の金額を求め、算出する。

青色申告決算書（損益計算書）からの付加価値額の算出方法（例）（個人の場合）

損益計算書（自1月1日 至12月31日）

科目		金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	
収入金額	販売金額	1	14,443,000	作業用衣料費	18	60,000	
	家事・事業消費	2	60,000	農業共済掛金	19	1,350,000	
	雑収入	3	12,300,000	減価償却費	20	3,938,000	
	小計(1+2+3)	4	26,803,000	荷造運賃手数料	21	493,000	
	農産物の 棚卸高	期首	5		雇人費	22	365,000
		期末	6		利子割引料	23	33,000
	計 (4-5+6)	7	26,803,000	地代・賃借料	24	1,672,000	
経費	租税公課	8	520,000	土地改良費	25	83,000	
	種苗費	9	705,000	研修費	26	146,000	
	素畜費	10	0	事務通信費	27	135,000	
	肥料費	11	2,445,000	委託費用	28	654,000	
	飼料費	12	0	固定資産除却額	29	196,000	
	農具費	13	134,000	雑費	30	600,000	
	農薬・衛生費	14	122,000	小計	31	16,823,000	
	諸材料費	15	380,000	農産物以外 の棚卸高	期首	32	112,000
	修繕費	16	1,404,000		期末	33	81,000
	動力光熱費	17	1,388,000	経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用	34	30,000	
				計(31+32-33-34)	35	16,824,000	
				差引金額 (7-35)	36	9,979,000	
				繰戻額等 各種引当金・準備金等	貸倒引当金	37	
						38	
						39	
					計	40	0
					専従者給与	41	3,760,000
				繰入額等 貸倒引当金	42		
					43		
					44		
				計	45	3,760,000	
				青色申告特別控除前の 所得金額 (36+40-45)	46	6,219,000	
				青色申告特別控除額	47	650,000	
				所得金額 (46-47)	48	5,569,000	
				48のうち、肉用牛について特 例の適用を受ける金額			

(A)	収入総額	26,803,000円
(B)	費用総額	16,824,000円
(C)	人件費	365,000円

※ 収入総額に雑収入のうち農業外収入は含めない（補助金収入は含む。）



付加価値額

A - B + C

= 26,803,000 - 16,824,000 + 365,000

= 10,344,000 円

損益計算書・製造原価報告書・販売費及び一般管理費内訳書からの付加価値額の算出方法（例）（法人の場合）

損益計算書

（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：円）

科目	金額	
【売上高】		
野菜売上高	96,615,000	
加工品売上高	20,330,000	
売上高合計		116,945,000
【売上原価】		
当期商品仕入高	5,136,000	
期末商品棚卸高	585,000	
商品売上原価		4,551,000
期首製品棚卸高	1,031,000	
当期製品製造原価	73,644,000	
合計	74,675,000	
期末製品棚卸高	1,223,000	
製品売上原価		73,452,000
売上原価		78,003,000
売上総利益		38,942,000
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		33,886,000
営業利益		5,056,000
【営業外収益】		
受取利息	500	
受取配当金	1,700	
雑収入(うち補助金)	1,540,000(1,000,000)	
営業外収益合計		1,542,200
【営業外費用】		
雑損失	3,000	
：	：	：
：	：	：

製造原価報告書

（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：円）

科目	金額	
【材料費】		
期首材料棚卸高	1,107,600	
材料仕入	28,987,000	
合計	30,094,600	
期末材料棚卸高	1,439,000	
材料費合計		28,655,600
【労務費】		
賃金	12,162,600	
賞与	1,803,000	
法定福利費	2,554,000	
福利厚生費	180,400	
労務費合計		16,700,000
：	：	：
当期製品製造原価		74,675,000

販売費及び一般管理費内訳書

（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：円）

科目	金額	
役員報酬	1,600,000	
給料手当	2,700,000	
賞与	527,000	
法定福利費	831,800	
福利厚生費	343,800	
広告宣伝費	974,000	
：	：	：
販売費及び一般管理費合計		33,886,000

(A)	収入総額	117,945,000円
(B)	費用総額	111,889,000円
(C)	人件費	22,702,600円

※ 収入総額には農業外収入は含めない。
ただし、補助金収入は、収入総額に含めることから、営業外収益に補助金収入が計上されている場合は、収入総額に含める。

付加価値額

$$\begin{aligned}
 & A - B \text{ (=営業利益)} + C \\
 & = 117,945,000 - 111,889,000 + \\
 & \quad 22,702,600 \\
 & = \underline{\underline{28,758,600円}}
 \end{aligned}$$

V 助成対象者に対する指導事項

助成対象者（農業者）は、**助成事業の実施に際して、以下の事項を遵守する必要があります**ので、予めご了承ください。）

指導時期	項目	番号	指 導 事 項
計画承認前～	関連施策との連携	1	自らの経営発展、農地の集積・集約化の円滑な推進を図るため、関連施策の積極的な活用に努めること
		2	農作業安全対策に向けて行われる取組に参画に努めるとともに、自ら安全対策を講ずるように努めること
		3	経営発展に向けた取組が円滑に進展するよう、支援機関を積極的に活用するように努めること
		4	自然災害や感染症、大事故が発生した場合に中核となる事業の継続や可能な限り短時間での復旧が可能となるよう、農業版BCP（事業継続計画）を策定するように努めること
		5	着実な経営発展に向け、自らの農業経営を客観的に把握し経営管理を行うことができるよう、青色申告を実施するように努めること
		6	持続可能な食料システムの構築を図るために生産現場で求められる取組の理解が醸成されるよう、みどりのチェックシートによる自己点検を実施するように努めること
事業着工前～	事業の着工	7	個別経営体調書記載事項に即して、適切に機械等の導入等を行うこと
		8	<p>原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うこと。</p> <p>【市町村等交付規則に交付決定前着工の規定がある場合】 緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業を実施するときは、交付決定前着工届を提出すること なお、交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから必要最小限の範囲内で着工し、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知すること</p>
		9	機械等の導入に当たっては、中古機械等を含め、一般競争入札、農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等による 複数の業者からの見積り徴取等により、事業費の低減に向けた取組 を行うこと
		10	事業に着工した場合には、着工届を提出すること

指導時期	項目	No.	指導事項
事業前～	保険等の加入	11	園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置を講ずること（加入期間：通年かつ処分制限期間満了まで）
	事業完了	12	事業を完了した場合には、しゅん工届を提出すること
事業完了後～	機械等の管理運営等	13	法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定すること
		14	財産管理台帳を備え置くこと
		15	導入等した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を作成し、整備保存すること
		16	機械等の管理運営日誌又は利用簿等を少なくとも年に一度提出すること また、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、適切に管理運営すること
	財産処分 手続	17	処分制限期間内に、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行うこと
	災害報告	18	処分制限期間内に天災その他の災害による被害を受けたときは、直ちに報告すること
	増築等に 伴う手続	19	導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を処分制限期間内に行うときは、あらかじめ事業実施主体へに報告すること
	達成状況 等報告	20	成果目標の達成状況を青色申告決算書、損益計算書等の根拠資料等を添付して報告すること。 また、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等が通年で継続されていることを証する書類を提出すること
	関係書類 の整備	21	事業終了年度の翌年度から起算して5年間、事業の実施に係る関係書類等（事業の概要別記の第6参照）を整理保存すること なお、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない機械等に係る管理規程や財産管理台帳等の管理関係書類を整理保存すること
	その他	22	経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険へ積極的に加入するように努めること

※1 「指導時期」は目安として記載したものです。

※2 赤字の指導事項は、特に配慮すべき指導事項です。

令和4年度担い手確保・経営強化支援事業の実施を希望する場合、

- 配分基準表に掲げるポイント項目の適合関係を確認等するため、各項目の内容に該当することを証する書類等（営農計画書等含）
 - 導入等しようとする機械等の規模等が適正であることを確認できる書類（導入機械カタログ、営農計画書等）
 - 融資を受けようとする金融機関の名称
- 等をご提示いただくとともに、それら資料に基づき打ち合わせをさせていただく場合もあります。ご協力方、よろしくお願い致します。

射水市においては、ご提出いただいた資料や打合せ内容等を踏まえ、適切な計画であると認められる場合、ご提示いただいた内容を踏まえた計画を作成し、富山県を通じて、国に提出します。

なお、全国の要望額が予算額を上回る場合、農業者の皆様の取組・計画や地区の取組のポイントの高い地区から採択されることとなりますので、あらかじめご了承ください。

おって、本事業は、国の新たな経済総合対策の一つとして、令和4年度第2次補正予算を原資として実施するものです。

速やかな執行が求められており、採択が決定した場合、5年1月中旬まで機械等導入計画書（担い手確保・経営強化支援計画書個別経営体調書）を取りまとめることとしていますので、あらかじめご了知のうえ、必要に応じて、事前準備方、よろしくお願い致します（必要となる資料等は同調書に記入する内容を証する書類等であり、詳細はお問い合わせください。）。